

札幌健康アプリ利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、札幌市（以下「市」という。）が提供する札幌健康アプリ（以下「アプリ」という。）の利用条件等について定めるものです。

2 市が別途定める札幌市健康ポイント事業実施要綱（以下「要綱」という。）、マニュアル等は、この規約と一体で適用されるものとします。

3 受託事業者である株式会社日立製作所（以下「受託者」といいます。）は、市との業務委託契約に基づき、アプリを運営します。

(定義)

第2条 本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

- (1) ポイント 市が別に定める活動に取り組むことにより取得できるポイントをいいます。
- (2) 利用者 アプリを利用している全ての者をいいます。
- (3) ID 利用者等を識別するための符号として付与されるものをいいます。
- (4) 利用者情報 アプリの利用を通じて蓄積される利用者等の情報をいいます。
- (5) 関連事業 アプリに関連して実施されるサービス等のほか、各種イベント、ポイント交換サービス等をいいます。
- (6) イベント主催者 個人及び法人その他の団体であって、市民の健康増進に資するイベントを開催する者をいいます。
- (7) 本規約等 本規約及び前条第2項の要綱、マニュアル等をいいます。
- (8) 連携機関等 市と連携して、関連事業を提供し、若しくは市から提供を受けた匿名データを用いて健康増進に資する評価、分析若しくは研究を行い、又は自ら実施する調査研究等に当該データを活用する法人、大学その他の研究機関をいいます。
- (9) ポイント交換先 利用者がアプリ上で獲得したポイントと交換する電子マネーの運営事業者をいいます。

(アプリの目的等)

第3条 このアプリは、利用者がアプリの利用を通して「歩く」「人と会う」「健康管理」などの健康増進に資する活動に取り組み、楽しみながら自然と健康になれることを目指すとともに、もって市民の健康寿命の延伸につなげ、日々の生活の充実を図ることを目的として実施するものです。

2 市は、予告なく、アプリの内容を変更することがあります。

(アプリの対象者)

第4条 アプリの対象者（以下「対象者」という。）は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届出をして本市に居住している者で、満40歳以上の者とします。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他法第2条第2号に規定する暴力団又は法第2条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者は、対象者となることができないものとします。

(アプリの利用)

第5条 アプリの利用を希望する者は、本規約の内容を承諾の上、アプリにより会員情報の登録を行うものとし、アプリからの会員情報の送信をもって、アプリの利用を申し込んだものとみなします。

2 市は、アプリから会員情報が送信されたときは、会員情報の登録手続の完了をもって、アプリの利用者を決定するものとします。

(利用の取消し)

第6条 市は、利用者が次の各号のいずれかに該当し、本事業の利用者として著しく不適當であると認めるときは、当該利用者に対し、何らの催告を要することなく、本事業への参加資格を取り消すことができます。

- (1) 登録情報に虚偽の事実があることが判明したとき。
- (2) 本規約等の規定に常習的に違反し、又はその違反の程度が重大であるとき。
- (3) 最後のポイント獲得の日から起算して2年を経過する日までの間、新たなポイントの獲得がなかったとき。
- (4) その他、市がアプリの利用者として相応しくないと判断するに足りる相当の理由があるとき。

2 前項の規定により参加資格を取り消された者は、取消しの時点で保有する全てのポイントを失うとともに、本事業に係る一切の権利を喪失するものとします。

3 市は、第1項の規定により参加資格を取り消された者について、将来にわたり本事業への再度の参加を認めないことができるものとします。

(ポイントの交換)

第7条 ポイントは、利用者本人が本規約に従って使用できるものとし、利用者以外の第三者への譲渡、貸与、担保提供又は相続の対象とすることはできないものとします。

2 利用者は、要綱に定める資格等に応じて、保有するポイントを電子マネーへの交換、プレゼント抽選への応募等に利用（以下「ポイント利用」といいます。）できるものとします。

3 ポイント利用に関する交換比率、利用単位、有効期限その他の条件については、市が別途定めるところによるものとします。

4 利用者が行ったポイント利用の手続きは、理由の如何を問わず取消すことができないものとします。

(IDの管理責任)

第8条 利用者は、ID及びパスワード（以下「ログイン情報」といいます。）を厳重に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更、売買、相続することはできません。

2 市及び受託者は、入力されたログイン情報が登録情報と一致してログインされた場合、当該ログイン情報が付与された利用者本人による利用とみなします。

3 ログイン情報の管理不十分、使用上の過誤、又は第三者の使用等によって利用者に生じた損害の責任は、利用者が負うものとします。

(利用者負担)

第9条 アプリの利用は、無料とします。

2 アプリのダウンロード及び利用に必要な通信料、利用機器の取得費用その他アプリの利用に当たり必要となる費用は、利用者が負担するものとします。

(個人情報の取扱い)

第10条 市及び受託者は、アプリの利用を通じて取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び札幌市個人情報保護条例等に基づき、適切に取扱うものとします。

2 市は、アプリの運営、利用者へのサービス提供、問い合わせ対応及び次条に定めるデータ利活用のために必要な範囲で、受託者に個人情報を取り扱わせるものとし、受託者は市との契約に基づきこれを安全に管理するものとします。

3 利用者は、市及び受託者が、次の各号に掲げる目的で個人情報を利用することに同意するものとします。

- (1) アプリの機能提供、維持管理及びアプリ利用に当たっての本人確認
- (2) ポイントの付与、管理及びポイント利用に関する業務
- (3) 市、受託者、イベント主催者又は連携機関等が実施する健康増進や地域活性化等に関する施策の案内（当該主体が提供する商品若しくはサービスの周知、プロモーション又はイベントに関する案内を含みます。）及び情報の配信
- (4) 問い合わせ対応及び利用者への連絡
- (5) 次条に定める統計・分析データの作成及び活用

(匿名データの作成及び提供等)

第11条 市及び受託者は、アプリの利用を通じて取得した利用者情報について、特定の個人を識別することができる情報を除いたデータ（以下「匿名データ」といいます。）を作成し、これを利用することができるものとします。

2 利用者は、市及び受託者が、アプリの機能改善や利便性向上のほか、市民の健康増進や地域活性化に資する評価、分析、研究等を行うことを目的として、連携機関等に匿名データを作成させること及び自ら作成した匿名データを連携機関等若しくはイベント主催者に提供することについて、あらかじめ承諾するものとします。

3 市は、匿名データを、市民の健康寿命延伸等、健康医療分野に係る学術研究や相当の公益性を有する調査研究を行う者として市が適当と認める者（連携機関等を含みます。）に提供することができるものとします。

4 その他、匿名データの利活用等にあたり遵守すべき事項については、要綱で定めるところによるものとします。

(本規約の変更・通知)

第12条 市は、民法（明治29年法律第89号）第548条の4の規定に基づき、利用者の許諾を得ることなく、本規約を変更又は廃止できるものとします。

2 市は、本規約を変更したときは、変更後の規約の内容及びその効力発生日をアプリ内への掲載等により利用者へ通知します。

3 本規約に関する通知は、市又は受託者がアプリ内に掲載した時点をもって、利用者に到達したものとみなし、効力発生日以降に利用者がアプリを利用したときは、利用者は変更後の規約に同意したものとみなします。

(知的財産権)

第13条 アプリを構成するプログラム、文章、画像、ロゴ、キャラクターその他の情報（以下「コンテンツ等」という。）に関する知的財産権は、市、受託者又は当該権利を有する第三者に帰属します。

2 利用者は、権利者の承諾を得ることなく、コンテンツ等を、著作権法で認められる私的使用の範囲を超えて、複製、転載、改変その他の二次利用をしてはならないものとします。

(免責事項)

第14条 利用者は、自身の責任においてアプリを利用するものとします。

2 市及び受託者は、次の各号に掲げる事項について、その責を負わないものとします。

- (1) 利用者からの申請に基づきアプリに掲載した情報等及び当該情報等の掲載によって利用者に生じた損害やトラブル等
- (2) アプリからリンクされた第三者が運営するサイトの内容及び安全性
- (3) 利用者の使用環境に起因する動作不良、又は通信障害、システム障害、保守点検等によるアプリの中断若しくは停止
- (4) アプリの利用中に生じた事故、怪我、疾病、障害、又は利用者同士若しくは利用者と第三者（提携事業者、ポイント交換先等）との間のトラブル等

3 市及び受託者は、次の各号に関連することを原因とする損害、又は逸失利益、間接損害、特別損害若しくは弁護士費用については責任を負いません。

- (1) 通信障害、システム障害等
- (2) アプリに記録された情報の正確性・真正性
- (3) 利用者に配信される情報の内容
- (4) ログイン情報の不正使用、不正アクセス等による記録されたデータ等の改ざん
- (5) 利用機器等の故障、紛失、盗難
- (6) アプリの提供条件の変更及びアプリの提供中止
- (7) 天災、戦争、騒乱等の不可抗力の事態によるアプリの中断、中止

(禁止事項等)

第15条 利用者は、アプリの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為、又はそのおそれのある行為をしてはならないものとします。

- (1) 自らのログイン情報を第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、売買等をする行為
- (2) 他人のログイン情報を不正に使用する行為、又は本人になりすましてアプリを利用する行為
- (3) アプリの歩数計測機能において、歩行以外の手段（機器等を用いた不自然な振動の付与等）により歩数を増加させ、不当にポイントを取得する行為
- (4) 1人の利用者が複数のアカウントを保有し、又は利用する行為
- (5) 市、受託者又は第三者の知的財産権、プライバシー権、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- (6) アプリのネットワーク又はシステム等に過度な負荷をかける行為、又はこれらを不正に

書き換え、若しくは解析する行為

- (7) アプリを営利目的、政治活動又は宗教活動に利用する行為
- (8) 公序良俗に反する行為、又は法令等に違反する行為
- (9) 前各号の他、アプリの運営を妨げ、又は市が不適切と判断する行為

(アプリの提供中止)

第16条 市又は受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に事前の通知をすることなく、アプリの全部又は一部の提供を中断又は中止することができるものとします。

- (1) システムの保守点検、更新又は故障対応を緊急に行う必要がある場合
- (2) 天災、通信回線の事故、不正アクセスその他の非常事態が発生した場合
- (3) その他、運用上又は技術上、市が中断又は中止が必要と判断した場合

2 市又は受託者は、前項に定めるほか、アプリのシステム保守等を計画的に行う場合は、あらかじめアプリ内への掲載等により周知するものとします。

3 市は、自らの裁量により、アプリの全部又は一部の提供を終了させることができるものとします。

4 市は、前項の措置を講じる場合、あらかじめアプリ内への掲載等により周知するよう努めるものとします。ただし、緊急時又はやむを得ない事情がある場合は、周知することなく当該措置を講じることができるものとします。

5 アプリの提供が終了した場合、利用者が保有するポイント及び利用履歴等のデータはすべて消滅し、市は、換金、補償等の責任を一切負わないものとします。

(損害賠償)

第17条 利用者が本規約に違反したことにより、市又は受託者が損害を被った場合、利用者は、市又は受託者に対し、その損害を賠償するものとします。

(準拠法・合意管轄)

第18条 本規約は、日本法に準拠します。

2 本規約に関する訴訟については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第19条 本規約に定めのない事項については、別途市が定めるところに従うものとします。

附 則

1 本規約は、令和7年4月1日から施行します。